第９６回 国立大学法人神戸大学 学長選考・監察会議 議事要録

１．日　　時　令和７年１１月２１日（金）　１５時１０分から１７時００分

２．場　　所　神戸大学本部６階 大会議室　※オンライン併用

３．出 席 者　坂井委員（議長）、角元委員、佐野委員、高梨委員、西本委員、
伯井委員、宮田委員、八木谷委員（途中退席）、山谷委員
白鳥委員、浦野委員、村上委員、秋末委員、白井委員、木村委員、
白川委員、西谷委員、近藤委員

４．ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ　濱田監事、山上監事

５．資 料 資料１　学長選考・監察会議　名簿
資料２　第９５回国立大学法人神戸大学学長選考・監察会議 議事要録
資料３　学長選考意向投票ガイドライン（案）
資料４　2026（令和８）年度学長選考スケジュール（案）
資料５　学長の任期見直しに関する提案書

６．議 題

審議に先立ち、令和７年１０月１日付けで新たに着任した学内委員から挨拶があった。続いて、令和７年９月２６日に開催された第９５回学長選考・監察会議の議事要録案について確認を行い、承認した。

（１）学長選考意向投票に係るガイドラインの策定について

次回に継続審議とした。

（２）次期学長選考におけるスケジュールの策定について

次回に継続審議とした。

（３）学長の任期見直しについて

委員から資料５に基づき説明があり、学長の任期の見直しの必要性について提案が行われた。

提案の趣旨としては、

- 急速に進む少子高齢化に伴う 18 歳人口の減少による大学の経営環境の悪化、先の見えない物価高騰局面や人件費の負担増、附属病院の経営危機等を乗り越えるためには、揺るぎない財務基盤の強化が必要であること
- 文部科学省の有識者会議が取りまとめた「改革の方針」に基づき、国内外の社会が大きな転換期にあることを踏まえて、未来に責任を持って改革を実行していくことが必要であるとして、第五期に向けて、国が国立大学法人に対して抜本的な機能強化を強く求めていること

等を念頭に置き、中長期的な視点のみならず、短期的にも大学が直面している危機を乗り越えられるリーダーシップを発揮できる学長を選考する必要があるとの問題提起によるものである。

改正案では、現行の学長選考規則第 17 条で１期４年、通算では最長６年と定めている学長の任期について、再任後の任期は２年としたままで３期最長８年に延長する。任期延長期間（再任）を一期あたり２年２回までとする理由は、同一人物が長期にわたってその職にとどまることによる弊害にも配慮しようとする意図による。なお、施行日は令和８年４月１日とし、次期学長選考において現学長が推薦を受けることを妨げるものではないことを原案とする。

この原案に対して出席委員で議論を行い、主に以下のような意見が出された。

◆ 「法の支配」ではなく「人の支配」とする案ではないか。

◆ 長期的視野に基づいた制度改正であればありうると考えるが、第四期中期目標期間から第五期に向けた短期的視点による制度改正は行うべきではない。

◆ 法令上（制度上）は学長選考・監察会議で学長の任期を決められることになっているが、学長の任期変更は大学運営についての極めて重大な事項の変更であるため、案の作成から審議・決定に至るまでの一連の手続をこの会議内でのみ行なうのは不適切ではないか。公正性や透明性の観点から、パブリックコメント等を実施し、事前に広く学内の教職員の意見を聴くべきである。

◆ 学長任期に関する規則改正は、現行規則上、本会議において正当な提案があれば審議・決定可能な事項であり、本会議の構成および学長選考手続において公正性・透明性は担保されている。

◆ 現行規則上可能な任期制度の見直しを、特定の人物に対する個人的な評価を理由に行わないとすることは、かえって制度の趣旨に反する。

◆ 学長選考の過程は規則上、公正性や透明性に十分配慮した形で実施されることになっており、恣意的に学長が選考される余地はない。

◆ 現行規則では、学長選考は意向投票を経て行われることになっており、その過程でも教職員の意見を聴く機会は十分に担保されている。

◆ 前回の学長選考において、再任後の任期を２年であることを前提に現職を最終候補者として選考した経緯を踏まえ、現職の３期目を容認するとなれば、矛盾することになるのではないか。

◆ 現職を引き継ぐ能力をもった後継者がいないことを前提に制度改正しようとするのは、前提条件として飛躍し過ぎているように感じる。

◆ 必ずしも、適切な後任者がいないから制度改正を提案されているとは考えておらず、当然、いろんな方が立候補されて来られると思うので、その中で、現学長も含め、意向投票も経て、学長選考・監察会議として最適な候補者を選考すれば良いのではないか。

◆ 「学長の任期と中期計画との整合性を保つため、学長の交代時期は、可能なかぎり、次期中期計画期間の始期の１年前とする」という、「国立大学法人神戸大学の制度設計（抜粋）（H１５．１０．１６評議会決定）」に反する。

◆ 今まさに、神戸大学の経営環境としては大変な危機の中にあり、学長選考・監察会議としても、自律的かつ危機感を持って制度改正に臨むべきである。

種々議論を行い、委員から本議案は継続審議にすべきとの発議があったことから、採決を行った結果、出席者の３分の２以上の賛成を得られなかったため、本件提案（継続審議）は否決された。

続いて、原案について採決を行った結果、出席者の３分の２以上の賛成を得られたことから、本議案は原案のとおり可決された。

なお、「国立大学法人ガバナンス・コード」の趣旨を踏まえ、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についてその理由とともに公表しなければならないと要請されていることから、その公表案について次回以降の本会議で検討することとした。

（４）今後のスケジュールについて

事務局から、次回の本会議の開催予定について報告があった。

（５）その他

特になし。

以上